

基本合意書

優生保護法被害全国原告団、優生保護法被害全国弁護団及び優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会（以下「優生連」という。）並びに国（内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画））は、旧優生保護法による被害者の被害回復、優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶等、優生保護法問題の全面的な解決をめざし、次のとおり、基本事項を合意する。

なお、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）は、旧優生保護法改正後の母体保護法を所管する立場であり、また、関係府省庁を代表する立場として合意するものである。

1 国の責任と謝罪

昭和 23 年制定の旧優生保護法に基づき、あるいはその存在を背景として、多くの方々が、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的の下、特定の疾病や障害を有すること等を理由に生殖を不能にする手術若しくは放射線の照射（以下「優生手術等」という。）又は人工妊娠中絶を受けることを強いられて、子を生み育てるか否かについて自ら意思決定をする機会を奪われ、これにより耐え難い苦痛と苦難を受けてきた。

特定の疾病や障害を有すること等に係る方々を対象者とする生殖を不能にする手術について定めた旧優生保護法の規定は立法当初から日本国憲法第 13 条及び第 14 条第 1 項に違反するものであり、国は、国家賠償法上の国の損害賠償責任を認めた最高裁令和 6 年 7 月 3 日大法廷判決を真摯に受け止め、日本国憲法に違反する規定を執行し、優生思想に基づく誤った施策を推進し、特定の疾病や障害を有すること等に係る方々を差別し、特定の疾病や障害を有すること等を理由に優生手術等という個人の尊厳を蹂躪するあってはならない人権侵害を行ってきたことについて、悔悟と反省の念を込めて深刻にその責任を認めるとともに、心から深く謝罪する。また、これらの方々が特定の疾病や障害を有すること等を理由に人工妊娠中絶を受けることを強いられたことについても、心から深く謝罪する。

国は、これらの方々に被らせてきた筆舌に尽くしがたい苦痛と苦難を踏まえ、

この問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、被害者の被害と名誉、尊厳の回復に全力を尽くすとともに、二度と同じ過ちを繰り返すことのないよう、優生思想及び疾病や障害を有する方々に対する偏見差別を根絶し、全ての個人が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく尊厳が尊重される社会を実現すべく、全府省庁をあげて全力を尽くす。

2 「補償法」に基づく全ての被害者に対する補償の実現に向けた施策

国は、優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟（以下「議連」という。）において検討されている「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律案〔仮称〕」（以下「補償法」という。）に基づき、全ての優生保護法被害者に対する補償の実現をめざし、下記の各項目に掲げる施策の実施等に全力を尽くす。

（1）相談窓口の整備、情報保障

国及び各都道府県における相談窓口を整備し、相談及び申請に際しての合理的配慮及び情報保障を徹底すること。

（2）広報及び周知

特定の疾病や障害を有する被害者に対し、適切に情報が行き届くよう、広報、周知の方法を工夫、徹底すること。

（3）被害者に対し確実に補償を届けるための施策

個別通知を含め、被害者に対し確実に補償を届けるためのあらゆる施策を検討し、実施すること。

3 恒久対策等の実施

国は、違憲とされる国家の行為が約半世紀もの長きにわたって合憲とされてきたという重い事実、優生思想に基づく誤った施策によって、特定の疾病や障害を有する被害者が子を生み育てるについて自ら意思決定する権利を侵害してきたという事実を踏まえ、優生思想及び障害者に対する偏見差別を根絶

し、障害の有無にかかわらず子を生み育てることについて自ら意思決定できる社会、全ての個人が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく尊厳が尊重される社会を実現すべく、全力を尽くす。

そのために、下記の各項目に掲げる施策等を実施する。

(1) 優生保護法被害者の被害の回復に向けた施策

謝罪広告をはじめ、可能な限りの被害者の名誉回復のための措置を検討し、実施すること。

(2) 真相究明、再発防止のための調査・検証

二度と同じ過ちを繰り返さないため、第三者機関による、徹底的な調査及び検証を実施する。なお、実施主体や構成員として優生保護法被害全国原告団、優生保護法被害全国弁護団、優生連等障害者団体の代表を含むことをはじめ、その具体的な内容については、今後の議連での検討結果を踏まえつつ、最大限調整する。

(3) 偏見差別の根絶に向けた施策の推進

優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶に向け、法制度の在り方を含め、教育・啓発等の諸施策を検討し、実施すること。

4 繙続的・定期的な協議の場の設置

上記の各施策等の具体化をはじめ、優生保護法問題の全面的な解決に向けた施策等の検討、実施に当たっては、優生保護法被害全国原告団、優生保護法被害全国弁護団及び優生連と関係府省庁との協議の場を設置し、継続的・定期的な協議を行う。

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部を構成する関係府省庁は、上記協議の結果を踏まえた施策等を実現すべく、全力を尽くす。

令和6年9月30日

優生保護法被害全国原告団

共同代表・仙台地方裁判所平成30年(ワ)第581号原告

同・東京地方裁判所平成30年(ワ)第15422号原告

優生保護法被害全国弁護団

共同代表

優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会

共同代表

内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍
男女共同参画)